

災害救助法制の見直しについて

災害救助法に係る指定都市への権限移譲について、全国知事会は、昨年 12 月 21 日に声明（「内閣府が進める災害救助法制の見直しについて」）を発出するなど、これまで一貫して反対の姿勢を示してきました。これに対し、内閣府は、「丁寧な説明を引き続きする」、「理解を得るために努力する」との考えを示しています。

しかし、内閣府の法改正を前提とした姿勢に変化はなく、現在に至っても権限移譲の必要性に関する具体的で説得力のある説明はありません。

ここに、以下のとおり、あらためて、全国知事会として、現行制度を変更しないよう求めます。

本年 2 月及び 3 月に内閣府は、宮城県、愛知県、兵庫県と関係市、住宅産業関係団体を対象に「大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場」を開催しました。この会議は、法改正の説明の場ではなく、指定都市を含めた協力関係の確認のための会議と認識しています。

参加した県や一般市、関係団体からは、権限移譲により、指定都市による資源の先取りや居住地によって救助内容に不平等が生じること、事務手続きの複雑化による救助の遅れが生じること等の懸念が示されました。一方、指定都市からは、「大規模災害時には、道府県の広域調整権の下で仮設住宅の供給などを行うので、資源の先取りは起きない。」との発言がありました。

しかし、広域調整機能が具体的にどのように担保されるのかは、明らかにされていないほか、同一県内であっても、居住地によって受けられる救助の内容が異なり、被災者の間で不公平が生じうるという懸念は依然として残っています。

また、指定都市側が主張してきた「権限がないために救助に支障が生じた」ことについての具体的な事実は確認されないままです。

なお「協議の場」では、道府県による広域調整の必要性、道府県と市町村の緊密な連携の重要性については、参加者の共通認識が得られましたが、このことは、現行の委任方式の有効性を示すものであり、権限移譲の必要性に関する県側と指定都市側の意見は依然として平行線のままです。

従って、「協議の場」においても、決して県側の理解が進んだということではなく、救助主体の多元化による利点が見出せない中で、弊害に対する懸念は払拭されていません。

このように、制度の変更が必要な理由は見当たらないことから、平成 27 年 1 月に閣議決定されたとおり、現行制度に基づく委任を進めることで、災害救助法の適用後速やかに救助が実施できる体制を整えることが有効であり、現行制度を変更すべきではないことを主張します。

平成 30 年 3 月 30 日

全国知事会長 山田 啓二